

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千五百九十三號

報

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
四〇一箇年前金六圓〇月兩休刊
〇時事新報社より宣傳ニ開通スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ
通算料由支フ

を始め各府縣に通信社に報道を發送し各新聞社より各社同一の記事を採用する。従つて新報社は社員並に通信社に依頼せずど誰も世間

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を裏書きするより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の社に通信を依頼せすと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんふとを請ふ

傳染病研究所の補助費

卷之六

3

取扱いの所と算り内閣議案より追加議案として更に議會提出して兩院共に異議なく通過したるに付ては博士

らん既に今日に至るまで芝の公園地内に研究の端緒を
開き彼の新製のチャルクリンも製造し丁りて之を動物
に試験して速はす。二月上旬より肺患者に施して昨今
は最早や三週を経過し成跡尙ほ未だ詳ならざれども
今日までの處にて博士の目的に齧齧したる者とはな
く施療の爲めに發熱せず煩悶せず何等の苦痛と覺えず
して病瘡は少々づゝ輕快に赴くが如しと云ふ抑も難
事の尋たる程に數年來の新發明にして特に今回新製
のチャルクリンの如きは世界中で其製法用法を知る者

本居宣長の死後、その元祖たる伊達の大蔵ヨウ
本氏以下三五名の高足弟子にして其一名は即ち北里柴
三郎氏なれば曰下みの學を研究して實地に施すもの
は西洋にて獨逸、東洋にて日本の二國あるのみ左れば
御前等の區域は固より肺癆療法のみに止まらず凡そ人
體の甲より乙に傳染す可き性質のものなれば是れま
だ醫學病外に放へられたるものにても之を警防し之を
捕獲するの目的にして其試驗上に若干實効を示し遂に
は全世界の醫學を一新せんとする勢われども何分
かの難點の大なるに拘はらず發明の最も新にして知る
者の多寡少なきが爲めに尙ほ未だ廣く信用を博するに
至らか實績に従して理を明にすれば信ずるみどなか
らんと欲するも得べからず左ればさて百年來研究に
終きた通氣醫學が醫學の一新說を以て其根底より動搖
せんとは人情に於て疑はざると得ず蓋し火器の發明に
取じて馬歩を擲るに騎馬し汽車の既に走るを見ながら
は馬車の利を忘るゝみると能はざるしは歴史の驟る所

のみならず近く我醫道の沿革を見て、もはや世界に洋醫の
の入るふと頗る困難なりしは今尙ほ故老の記述する所
なり。恰も人情世界の約束にして怪しむに足らず。雖も
如何せん有形の眞理原則には人情の運動を許さず。すれど
日の微生物學その發達尙ほ幼稚にして大に鳴らす。雖も
方向は既に已に明白にして爭ふ可らず。之と從前の醫學
に比較して一言以て其異なる所を評すれば前者は醫學者
を見て治法を處したるに、後者は一步を進む其症を
發する所以の原因を捕へて之を制せんとするものなり。
或は微生物學者と雖も今正に研究の最中、偶然の間違によ
りして一朝に連城の壁を得るふとあれば千辛萬苦數々の勞
の勞を空ふして失望に終る事もあらん。いよ／＼其目的
を達して定めて新醫術の基礎を立てし世界に公言し以
て舊醫を壓倒し丁るの日は我輩あれを知らずと雖も人
事の進歩駆馬に鞭づの今日案外の速成を見るやも亦知
る可らず。兎に角に醫學社會の人々は斷じて情を離れて
理に就き他年一日今の漢醫流の境界に陥るなからん。不
と我輩の切に勸告する所なり。吾に醫士その人の利害の
みならず。我大日本國の醫道として文明諸國の競争場面に
に先鞭を着けしむるの機會は正に今日に在り。我輩は二
刻の光陰を惜しむ者なり。

きのみならず益々衝突を甚しきに終に管長多々羅氏は執事岡田徳榮氏を審査委員として改革断行の計畫を爲したる末宗務總裁吉井虎林氏等の總事務員へ辭職の勅告に及びて非常の激論を生じ果ては腕力沙汰さへ漏れ聞ゆるに至りたる上去月十八日に及びて宗務總裁吉井氏を始め政事監、執事、會計等の事務員十三名へ斷然依願差免本職若くは差免本職との辭令書を交付し夫と同時に前執事の岡田徳榮氏を抜擢して臨時事務取扱長と爲し他に九名の臨時事務取扱員を新任したる後其旨を宋寺一誠へ告示し且つ昨年中宗務總裁吉井虎林が天皇院及び信徒等に對し不正の契約を爲したるより本山維持法及び負財償却法に關し執事の指揮其宜しきを得ざるを以て去る一月總執事へ辭職すべき旨諭告したるも其命に服從せざる者あるを以て宗制に基き宗務總裁以下各執事を差免じて一時臨時事務取扱を命じたり成ては追て公平なる下問案を出し末派の多數に依りて本職員を設け善後策を講ずべしと諭告し又宗務院章等を更印して此印章なき者は正當の告述に非ざる旨とも告示せしが一方の吉井氏等も亦固く執て免職の辭令書を受付けざるのみならず管長が宗制の範圍を脱したる此の如き不法の免職辭令を受くるの理由無し若し覆て断行せんとせば確事狀を具申して内務大臣の裁定を仰ぐの外無きなりと拒絕したる末同月二十二日依然たる宗務總裁吉井虎林執事長監督大雄の兩名義を以て全體の末

右佛海比亞
マリーティ
賠償の義と中
せざるよしと
道臺の出發
一氏に画し無
したり
天然痘流行
れども別に難
せず怡々として
に病勢の如何か
みなれども開
埠日支那人に
罹る者ありと
日々居留地に
人民は大に之
て右等の事を
となく不安と
海關稅收入比
等の海關稅收
アール又昨年
て一年年に比
は長江沿岸の

部中左ノ通改正ス
明治二十六年三月二日
陸軍大臣伯爵大山慶
第十六條本文中但書フ「時宜ニ依リ既定範内フ以テ實測支拂スルコトヲ得
得」ニ改メ及レ左ノ一項ヲ加フ
測量法ヲ設クサル要領並御測量地ニ關シ測量ノ爲メ出願ノ旨セキ亦本件
ニ準レ施無フ始ム
開墾第一項中「十里」ヲ「十二里」ニ「六丈」ヲ「七丈」ニ改ム
陸軍省令第二號取原
陸軍省令第十號(明治二十三年四月一日)抄輯
第六章 旅費
第十六條 陸地測量及修築所生徒測量係員ノ需ム西服セレンヌル者ハ左
ノ各員ニ衣之日本ノ之支合モ同上左ノ文
ノ各員ニ衣之日本ノ之支合モ同上左ノ文

取扱及次末寺一様へ、標註の期未と詳記したる申告書を發し且つ宗務院より發する告達にして從來使用的の印章若くは押印無きものは正當に非ず又宗務院宛の書類は總て宗務總裁吉井虎林宛にて發送すべき旨を達したるよし左れば今日は恰も二個の宗務院を設けたる有様にて此等も到底容易に落着せざるは勿論終には日蓮宗の二ノ舞を見るにも至るべしと云ふ

○ 在職ノ地ヨリ測量地名を測量所作業場内ニ在る地場ヲ示す
到ル往復及測量地敷延二分野シタルトキ甲速ヨリ乙速ヨリ總スル
萬行ハ走路十里每ニ甲速フ總ス十里以上ノ始末一里未滿ハ總
セス一里以上六里未滿ハ半額六里以上ハ全額トス但總延ニ來リ
ナレハ至、尋常地方ハ之ヲ陸路ニ取扱スヘン

○ 逓信省令第四號
明治十九年七月逓信省令第十九號船運信號器製造規則
規則第十條ノ次ヘ左ノ一條ナ加ヘ以下順次並下タ
明治二十六年三月一日

○ 逓信大臣伯爵黒田清漸
第十一號 第一條ニ測量ノ地圖若クハ郵便局長ヲ監督シタル者ハ「
國以上二十里以下ノ罰金三倍又
頭布ヲ禁止ス

○ 內務省告示第十四號
一 日本銀行監御莫子登聞(一圓紙幣撰寫)發行人未詳
右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルナ以テ其發賣
月二十日解除ノ旨通知アリ
明治二十六年三月二日

○ 警視廳告示第十一號
青森縣ニ於テハ當府下ヨリ牛羊山羊ノ輸入停止ノ命令
明治二十六年三月二日

警視廳警視監安政

の客は禮服と着分けて市街を來往し馬車肩輿搭乗するが如く童幼婦女の新装と着分て街道に遊歛する有様は眞に目出度思はれたり又當地の商家は大抵支那人と關係あるを以て税關銀行を始め各外國商館も皆休業せざるはなし左れば居留外人も好天氣に乘じ或は家族と共に高麗を離て郊外に遊ぶものあり或は馬に擣ちて大道を駆るものありて市中の賑ひ大方ならず支那人は平常休暇日少々を以て一月は長く休業するを例せり尤も貴家は久しく其業を休むを得ざれば二日三日より間隔するものあれども商家は十日頃までも休業するよしにて休業の長短と以て貧富とトするのも如くなれば長く開業すると名譽をせり

日出運すべく
右側船比亞
貼價の袋と新
せざるよしに新
道盛の出發
一氏に面し新
したり
天然痘流行
れども別に先
せず恰も自ら
に病勢の如何か
みなれさも問
須日支那人に
罹る者ありと
日々居留地と
人民は大に之
となく不安と
海關稅收入比
年）の海關稅
アール又昨年
て一年年に比
は長江沿岸の
せしと以て甚
も右の如く其
下落の爲め外
格上昇し内地
格上昇し内地
○地

○北海道室蘭
年來海岸に以
りしに不服を
見分の上總代
當するふどし
るよし

○後志國喜部
北洋社汽船等
られたるよし
るよし

○松橋機測量
建議と呈出す
して測量せよ
同縣會議員へ
○千葉縣 日
正月休暇のな
り取引になら
のため夏病熱
入も餘り急が
等の賣買もん
○通商宣工處